

厚生労働省発年 1225 第 21 号
令和 2 年 1 2 月 2 5 日

厚生年金基金理事長 殿
企業年金連合会理事長 殿

厚生労働事務次官
(公 印 省 略)

「存続厚生年金基金等未納掛金等交付金の交付について」の一部改正について

「存続厚生年金基金等未納掛金等交付金の交付について（平成 26 年 3 月 28 日厚生労働省発年 0328 第 11 号）」の別紙「存続厚生年金基金等未納掛金等交付金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）の一部が下記のとおり改正され、本年 12 月 25 日より適用することとされたので通知する。

記

別紙「交付要綱」の別紙様式第 1 号、第 3 号及び第 4 号中「印」を削る。

存続厚生年金基金等未納掛金等交付金交付要綱（平成26年3月28日厚生労働省発年0328第11号厚生労働事務次官通知別紙）の一部改正について【新旧対照表】

（下線部が変更部分）

改正後	現行
<p>別紙 存続厚生年金基金等未納掛金等交付金交付要綱</p> <p>1～9 （略）</p> <p>様式第1号</p> <p>厚生労働大臣 殿</p> <p style="text-align: right;">(元号) 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">基金番号 所在地 名称 理事長名</p> <p>(以下略)</p> <p>様式第3号</p> <p>厚生労働大臣 殿</p> <p style="text-align: right;">(元号) 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">基金番号 所在地 名称 理事長名</p> <p>(以下略)</p> <p>様式第4号</p> <p>厚生労働大臣 殿</p> <p style="text-align: right;">(元号) 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">基金番号 所在地 名称 理事長名</p> <p>(以下略)</p>	<p>別紙 存続厚生年金基金等未納掛金等交付金交付要綱</p> <p>1～9 （略）</p> <p>様式第1号</p> <p>厚生労働大臣 殿</p> <p style="text-align: right;">(元号) 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">基金番号 所在地 名称 理事長名</p> <p>(以下略)</p> <p>様式第3号</p> <p>厚生労働大臣 殿</p> <p style="text-align: right;">(元号) 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">基金番号 所在地 名称 理事長名</p> <p>(以下略)</p> <p>様式第4号</p> <p>厚生労働大臣 殿</p> <p style="text-align: right;">(元号) 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">基金番号 所在地 名称 理事長名</p> <p>(以下略)</p>